

目次

1. 目的
2. 定義
 - 2-1. オートファジーの定義
 - 2-2. 対象品目（用途の範囲）
 - 2-3. 対象者の範囲
3. 表示基準
 - 3-1. 表示基準
 - 3-2. 表示項目
 - 3-3. 表示禁止項目
4. 会員証紙（認証/ロゴマーク）
5. 品質性能評価基準

1. 目的

本ガイドラインは、食品において「オートファジー」を訴求・標榜するために必要な表示基準・性能評価試験方法等の標準的な指針を定め、その信頼性を担保しつつ、事実に基づく正確な情報の伝達に努め、消費者に適正な製品の選択を可能にすることを目的とする。

2. 定義

2-1. オートファジーの定義

オートファジーとは、全身の細胞に備わっている分解機構であり、細胞内成分などを回収・分解し、その結果得られる分解物をリサイクルすることで細胞を正常な状態に維持する機構の一つである。あらゆる生命現象に深く関わっており、健康的な生活を送る上で欠かせないものである。

2-2. 対象品目（用途の範囲）

本ガイドラインは、「食品に使用する原料および成分」を対象とする。

2-3. 対象者の範囲

本ガイドラインは、日本オートファジーコンソーシアム企業会員内におけるオートファジーを訴求・標榜する食品の販売者を対象とする。

3. 表示基準

3-1. 表示基準

次に挙げる表示のように、関連法令に抵触しない表示のみ可能とする。

【表示例】

- 1、「オートファジー」という単語のみ、もしくは「オートファジー」の定義
- 2、企業や大学等との共同研究によって開発された製品であること 例：株式会社 AutoPhagyGO 共同研究、等
- 3、「オートファジー」がノーベル賞を受賞した研究分野であること
- 4、オートファジーと表示禁止項目（3-3）に該当しない内容との併記

例：オートファジー習慣、オートファジー生活、オートファジー毎日、等

3-2. 表示項目

オートファジーを訴求・標榜するためには次に挙げる表示項目を表示することを必須とする。また、その他表示項目は食品表示法に準ずる。

- 1、オートファジーコンソーシアム認証マーク
- 2、オートファジーを訴求する原材料名（原料名もしくは成分名）

※原則「有用成分」を指定するが、エキス等の指定が難しい場合は「原料名」や「原材料表示成分」であっても差し支えない。但し、原料が混合物であり、主要成分量の規格が設定されている場合は、混合原料の評価をもって当該原材料表示成分を表示することができる。有用成分を表示する場合には、原料の評価に加えて有用成分単独での評価も行う。

3-3. 表示禁止項目

薬機法、健康増進法、景品表示法に抵触する表示を行ってはならない。

3.3.1 薬機法に抵触する表示¹

広告等に次のような効能効果が表示説明されている場合は、医薬品的な効能効果を標ぼうしているものとみなされるため、表示してはならない。

- ✓ 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果
 - 糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防等
- ✓ 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果
 - ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りでない。
 - 疲労回復、体力増強、老化防止、新陳代謝を盛んにする、内分泌機能を盛んにする、解毒機能を高める、病気に対する自然治癒能力が増す等
- ✓ 医薬品的な効能効果の暗示

¹ 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/dl/torishimari.pdf>

- 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの（〇〇の精（不老源）、不老長寿等）
- 含有成分の表示及び説明よりみて暗示するもの（体質改善、健胃整腸で知られる〇〇〇〇を原料とし、等）
- 製法の説明よりみて暗示するもの（×××等の薬 草を独特の製造法（製法特許出願）によって調製等）
- 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの
- 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの（医学博士〇〇〇〇の談）

3.3.2 健康増進法に抵触する表示²

健康保持増進効果等(3.3.2.1及び3.3.2.2)について、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させる表示をしてはならない(3.3.2.3)。

3.3.2.1 健康保持増進効果

- ✓ 疾病の治療又は予防を目的とする効果
 - 生活習慣病予防、動脈硬化の人に、認知症予防など
- ✓ 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果
 - 老化防止、若返り、アンチエイジング、細胞の活性化、治癒力が増す
- ✓ 特定の保険の用途に適する旨の効果
 - 容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨（この製品は血圧が高めの方に適する）
 - 身体の生理機能、組織機能の良好な医事に適する又は改善に役立つ旨（本品はおなかの調子を整えます）

3.3.2.2 健康保持増進効果等を暗示的又は間接的に表現するもの

² 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_221205_01.pdf

本ガイドラインの記載は、上記各資料の主要部分を抜粋したものである。

- ✓ 名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
「デトックス〇〇」、「カラダにたまった余分なものをスッキリ」
- ✓ 含有成分の表示および説明により表示するもの
「〇〇〇（成分名）は、関節部分の軟骨の再生・再形成を促し、中高年の方々の関節のケアに最適です」
- ✓ 起源、由来等の説明により説明するもの
「×××（国名）では医薬品として販売されています」
- ✓ 身体の組織機能等に係る不安や悩みなど問題事項を例示して表示するもの
「こんなお悩みありませんか？疲れが取れない。健康診断で〇〇の指摘を受けた。」、「年齢とともに、低下する〇〇成分」
- ✓ 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの
「〇〇%の医師の方が、『〇〇製品の利用をおススメする』と回答しました」「管理栄養士が推奨する〇〇成分を配合」
- ✓ 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関（外国政府機関を含む。）や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの
「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」

3.3.2.3 虚偽誇大表示

表示において、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

- ✓ 事実に相違する表示
 - 十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「〇〇が実証されています。」と表示
 - 体験談そのものや体験者、推薦者が存在しないにもかかわらず、体験談をねつ造した場合、ねつ造された資料を表示
- ✓ 人を誤認させる表示

- 健康保持増進効果等について公的な認証があると表示しておきながら、実際には、当該効果等に係る認証を受けていない
- 根拠となる学術データのうち、当該食品にとって不都合な箇所を捨象し、有利な箇所のみを引用

3.3.3 景品表示法に抵触する表示（優良誤認表示）

商品について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示すこと、又は一般消費者に対して事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしてはならない。

前記3.3.1及び3.3.2に抵触する表示は、同時に優良誤認表示となるおそれがある。

4. 会員証紙（認証/ロゴマーク）

日本オートファジーコンソーシアム企業会員は、このガイドラインに従い適正なオートファジー表示を行った容器包装の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。その際、誤認を与えないよう会員証紙が素材の品質保証である旨を記載する等、表示には留意する事。

（素材の品質保証である旨）

本製品に配合している成分「●●●」は、日本オートファジーコンソーシアムが定める規格基準に適合した原料/成分として認証を取得しています。

※機能性表示食品や特定保健用食品に認証マークを付与する場合、素材の品質保証マークであることを明記するとともに、「機能性表示食品」適正広告自主基準もしくは「特定保健用食品」適正広告自主基準に従った表示を行うこと。

5. 品質性能評価基準

「品質性能評価基準」とは、別紙規則に定める品質性能評価試験により測定されるオートファジー活性値のことを指す。日本オートファジーコンソーシアム企業会員は、この評

価基準を満たす原料を配合した食品に、「オートファジー」を訴求・標榜することができる。

上記の試験方法以外の評価方法によりオートファジーについて訴求・標榜する場合は、各事業者が合理的な試験方法を実施した結果、上記試験方法と同等の性能評価基準を満たしていると判断したことを日本オートファジーコンソーシアムに対し説明し、日本オートファジーコンソーシアムでその妥当性を確認し、承認を受ける必要がある。

以上